

新たに課税事業者になる方の留意事項

平成15年度の改正消費税により事業者免税点が1000万円に引き下げられましたが、それに伴い、新たに課税事業者となる事業者については「簡易課税制度選択届出書」の提出に関する経過措置が設けられました。そこで、国税庁のホームページにより、これらの経過措置にかかるQ & Aについて検討しておきたいと思います。

(Q1) 平成17年分から新たに課税事業者となる個人事業者が平成17年分から簡易課税制度の適用を受ける場合には、いつまでに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すればよいでしょうか。

(A1) 平成17年分から新たに課税事業者となる個人事業者の方は平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば平成17年分から簡易課税制度の適用を受ける

ことができます。

(留意事項) たとえば、平成15年分が課税事業者で平成16年分が免税事業者である個人事業者の方にもこの適用があります。直前の課税期間が免税事業者であれば適用があるためです。

(Q2) 個人の事業者ですが、以前、課税事業者であった時に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、簡易課税制度を適用して消費税の申告を行いました。その後、免税事業者となっていました。今回の免税点の引き下げで平成17年分から再び課税事業者となりますが、平成17年分は原則法で申告を行なおうと思います。

(A2) この件については経過措置がないので、平成16年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(Q3) Q1の経過措置の適用がある事業者が誤って「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合など、その取り下げは可能ですか。

(A3) 平成17年12月末日までであれば取り下げることができます。

ナマの税務相談室

Q 先生、先日は父の15年分事業用買換の修正申告の提出有難うございました。

A ヤア、若社長、修正申告といっても実質0申告です。精算の申告といった処です。

Q その精算の内容ですが、6500万円の譲渡価額に対して買換資産の取得価額(A町の分譲マンション1室、土地付)が7400万円です。7400万円のうち建物価額は2200万円です。建物は2月から大学生に貸して、2年契約ですが……、事業の用に供しました。この場合、17年分の償却の基礎となる引継価額は、いくらに圧縮されますか。

A ええ、計算しました。譲渡資産の取得費と経費を330万円とみて、買換資産の取得価額は2464万円になります。

Q その価額は土地含みですね。

事業用買換 償却資産の簿価は!

A そうです。したがって、建物の取得価額は $2464 \text{万円} \div 7400 \text{万円} \times 2200 \text{万円} = \text{約} 732 \text{万円}$ の簿価です。

Q 簿価=償却の基礎となる引継価額ですね。そして、47年の定額法で償却する…。

A そのとおりです。2200万円から732万円余に圧縮されたわけです。

Q 先生、私は2464万円が償却資産の取得価額になると思っていたのですが、それは土地含みであって、買換資産を仮に次に譲渡する場合の原価に当たるわけですね。

A そうです。更にいえば次に譲渡する場合の原価は、732万円余の建物の引継価額から譲渡の日までの減価償却費を控除した価額が減価されるわけです。

Q 成程、税法は甘くないですね。

【参考】 措法37の3の3 措令25の2